



佐野市告示第59号

軽自動車税の環境性能割を減免する軽自動車

佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）附則第15条の3の規定に基づき、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車を次のように定め、平成31年10月1日から適用します。

平成31年3月20日

佐野市長 岡部正英

県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める軽自動車は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- 1 取得した軽自動車を当該取得の日から1月以内に災害により滅失した場合における当該軽自動車
- 2 取得した軽自動車について当該取得の日から1月以内に発生した災害により損害を受け、当該軽自動車の価額の2分の1以上の額に相当する修繕費（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）を当該取得した者が支出した場合における当該軽自動車
- 3 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の開設者による救急の用に供する軽自動車又はへき地における巡回診療の用に供する軽自動車
- 4 専ら消防の用に供する軽自動車その他公益のため直接専用する軽自動車で県知事が必要があると認めるもの
- 5 心身障害者（次に掲げるいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）が専ら運転する軽自動車で、当該心身障害者が取得したもの
  - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、栃木県県税条例施行規則（平成17年栃木県規則第13号。以下「規則」という。）別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの
  - (2) 身体障害者手帳に障害の程度が1級である者として記載されてい

る者

- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、規則別表第3の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの
- (4) 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者のうち障害の程度が重度のもの
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の精神障害の状態にあるもの
- 6 専ら心身障害者のために当該心身障害者と生計を一にする者又は当該心身障害者を常時介護する者が運転する軽自動車で、当該心身障害者又は当該生計を一にする者若しくは当該常時介護する者が取得したもの
- 7 構造上心身障害者の利用に供するための軽自動車のうち、専ら当該用途に供されると県知事が認めるもの（5（1）又は（2）に該当する軽自動車を除く。）
- 8 構造上心身障害者の利用に供するための軽自動車で心身障害者以外の者の利用にも併せて供されるもの又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた営業用の軽自動車（5（1）若しくは（2）又は7に規定する軽自動車を除く。）